

別表 1

器具等	判断基準又は対象器具名	助成限度額	申請時必要書類等	
訓練器具	1 椅子及びその付属品	障害児が座位を保持するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	2 マット類	障害児が身体的機能を高めるための訓練や日常生活における安全のために必要なもの。	37,800円	
	3 歩行支援・訓練器具	障害児の歩行支援・訓練のために作成または加工されたもの。	37,800円	
	4 運動機能訓練器具	障害児の運動機能向上のために作成または加工されたもの。	37,800円	
	5 知育訓練器具	就学前の障害児の言語学習訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練のために作成されたもの。	37,800円	
介助・自助具	1 褥そう予防具	障害児の褥そうを予防する機能を有するもの。	37,800円	
	2 食事支援器具	障害児の食事を補助するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	3 移動支援器具	原則として、障害児の移動のために作成または加工されたもの。	37,800円	
	4 排泄支援器具	障害児の排泄を補助するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	5 聴力補助具	補聴器(イヤモールド、FM・デジタル型補聴システム等含む)	(補聴器) 55,800円 (補聴システム) 80,000円	オーディオグラムを添付すること(イヤモールドの単体申請を除く)。
	6 防音保護具	障害児の聴覚過敏を緩和する機能を有するもの。	37,800円	
	7 視力補助具	障害児の低下した視力を補助する機能を有するもの。	(眼鏡) 26,460円 (眼鏡以外) 37,800円	医療保険等の適用の可否を確認し、処方箋及び医師の診断書を添付すること。
	8 手指機能補助器具	障害児の手指機能を補助するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	9 体調管理補助器具	パルスオキシメーター、サチュレーションモニター、防寒靴※	37,800円	医師の診断書を添付すること(※防寒靴については不要)。
	10 呼吸機能補助器具	吸引器、吸入器、蘇生バック	37,800円	医師の診断書を添付すること。
	11 頭部保護具	頭部保護帽	37,800円	

※すべての器具等において、審査を行うにあたり、必要と認める場合にはカタログの提出を求める。

※視力補助具のうちメガネ及びコンタクトレンズのみ、一度承認された障害(病気)については、翌年度以降の医師の診断書等の提出は求めないものとする。